

12. 林業技術研究普及体制について

〔諮問〕

科第 2 2 8 号

昭和 2 5 年 2 月 2 0 日

日本学術会議会長 亀 山 直 人 殿

内閣総理大臣 吉 田 茂

林業技術研究普及体制について

わが国の林業技術普及体制の確立について貴会議の意見を承りたい。

右昭和 2 5 年 1 月 2 5 日開催の第 1 1 回科学技術行政協議会の議を経て貴会議に諮問する。

〔答申〕

総発第 1 5 9 号の 1
昭和 2 5 年 4 月 1 9 日

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿
日本学術会議会長 亀 山 直 人

（寫農林事務次官あてに送付）

林業技術研究普及体制に関する諮問について、答申
（昭和 2 5 年 2 月 2 0 日付科第 2 2 8 号に対する答申）

標記のことについて、本会議においては、別紙のとおり答申いたします。

なおこれは、本会議第 2 1 委員会（農学関係研究施設に関する委員会）において、審議した結果であり、又本会議研究体制委員会も同意見であることを申し添えます。

(別紙)

林業技術研究普及体制について

25. 4. 11

日本学術会議

1. 林業に関する試験研究は、大いに改善充実を要する状態にある。ことに林産加工、森林経営の部門の一層の強化を必要とする。しかし全部門が総合的かつ能率的に行われるよう考慮すべきである。尚、国の試験場及び支・分場の配置については、森林の地域性に従って大いに考慮を要するであろう。
2. 研究と普及を密接不可分のものとするためには、中央における研究普及行政機構を確立強化する必要がある。
3. 専門技術員ことに営農林・樹芸・林産加工等に関する技術員及び普及員の養成再訓練のための機関と、これら技術員普及員の制度を確立することが必要である。
4. 林業に関する改良普及行政は、孤立することなく、他の農業普及行政との密接なる連繫において実施されるような制度を必要とする。
5. なお、広く研究普及行政の連繫並びに総合的運営を円滑にするために技術協議会の如きものをおくことが必要である。

以上